

外国新株予約権証券確約書

(平成18.5.1変更)

(平成17.6.20実施)

年 月 日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名

代表者の
役 職
氏名(署名)
(コード番号)

本会社は、 年 月 日発行の新株式に係る新株予約権証券の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に対し確約いたします。

1. 本会社は、貴取引所が上場新株予約権証券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合等、貴取引所から正当な理由に基づく請求があった場合には、遅滞なく、照会事項について正確に報告し、又はその請求する書類を提出します。
2. 本会社は、貴取引所がその定款、業務規程、有価証券上場規程その他諸規則に基づき、上場新株予約権証券の売買及びその決済に対して行う必要な措置について異議ありません。
3. 本会社は、上場新株予約権証券について、重要な決定又は変更等を行った場合、又は重大な事実が発生した場合には、直ちに当該事実を開示するとともに、貴取引所に通知いたします。
4. 本会社は、貴取引所の新規上場料等に関する規則に従い、所定の新規上場料を支払います。
5. 上場新株予約権証券に関する本会社と貴取引所との間の一切の訴訟については、名古屋地方裁判所のみをその管轄裁判所といたします。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和元年5月1日から施行する。

(変更)

[平成18.5.1、令和元.5.1]